



でらボラ NAGOYA

2020年 8月号

でらボラNAGOYA 2020年度総会の報告

7月21日15時から、東別院ホールにて開催しました。

(1) 2019年度 活動報告

7か所の現地支援活動・公開講演会・ごぼう夏祭り・募金活動・勿忘の鐘・販売企画・他団体への支援共催・定例会議など

(2) 2019年度 会計報告

収入 2,108,224 円【前年度繰越金 981,902 円、寄付収入 825,773 円（一如さん・暁天講座・その他）事業収入 300,549 円（ごぼう夏祭り・カレンダー・線香など）

支出 784,774 円【活動助成金 588,549 円、事業運営費 196,225 円
次年度繰越金 1,323,450 円 他に、でらボラ基金 1,000,000 円

(3) 役員改選

委員長：藤井千龍、副委員長：八木千春・松本顕、会計：佐藤芳美
会計監査：加藤久晴、事務局：高橋和・久田晃俊・大河内真慈

(4) 2020年度 活動計画

公開講演会 2020年7月21日東別院ホール 講師 樋口英明氏
「樋口元裁判長が原発を原発を止めた理由とは」

募金活動 「一如さん」毎月12日、その他

勿忘の鐘 2021年3月11日 別院境内

販売企画 でらボラお線香・「いのちのよびごえ」カレンダー

でらボラ通信の発行 毎月12日、定例会議 毎月1回など

コロナウイルス感染拡大防止のため、被災地現地支援活動の予定が立ちません。また、ごぼう夏祭り・福島と名古屋をむすぶ子ども会 in 東別院は中止になりました。

私たちは、2011年3月11日に発生した東日本大震災を機に、被災地の復興と、人と人とのつながりの回復を願う有志によって結成されたネットワークです。

活動支援のカンパなど、引き続き本会の活動へのご支援、宜しくお願い申し上げます。

募金は「一如さん（毎月12日）」の募金箱、もしくは下記の口座までお振込みください。

【口座名義】真宗大谷派名古屋教区内有志災害ボランティアネットワーク

【ゆうちょ銀行振替口座 口座記号番号】00800-8-174946 【支店名】名古屋橋

7月の活動支援金は、44,376円でした。たくさんのご協力をありがとうございました。

「でらボラ NAGOYA 公開講演会」が開催されました！

今年は「元福井地裁の裁判長 樋口英明さんが原発を止めた理由とは」と題し、7月21日東別院会館3階ホールにて開催しました。

「主文：被告は、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」という福島第一原発事故後初めての差止め訴訟判決は、原発の危険性を証明し、憲法上の権利である「人格権」を認められたものでした。



強靱な国家主導の共同体による原発の建設・稼働に危機感を持つ人びとにとって最後の拠り所の司法の場での勝訴は、大きな勇気と希望を与えてくれました。判決当日、その確かな理論に判決を予測した被告側の関西電力は誰も出席をしなかった。

これまでの裁判は、前例主義で相手の土俵で専門技術論争をしていたが、「理性と良識」のもと裁判はすすめられました。311で明らかになったように、原発は事故が起こると被害は甚大であり、地震大国の日本では高度の安全性は求められない現状を考えると、原発は必要ない。また地震については、観察不可、実験不可、資料なしという科学の基礎の欠落から将来予測も困難である。「大飯原発に基準値を超える地震が到来しないというのは根拠のない見通し（判決文より）」。

原発は危険かどうかという問いには9割の人びとが「危険」と答え、電力会社さえも強い地震には耐えられないと言っている。つまりパーフェクトな危険とも言われるのに、なぜ原発は可動を続けるのか？さらに、樋口さんは高浜原発3号機・4号機の運転差止め仮処分決定を下した。



その後2つの裁判は逆転敗訴したが、樋口さんのような裁判官の存在は、司法の可能性を感じられる講演会だった。